

公 告

真庭市は、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

真庭市長 太田 昇

1 条件付一般競争入札(事後審査方式)に付する事項

(1) 管理番号	15-139
(2) 件 名	バイオ液肥分析業務
(3) 履行場所	真庭市赤野ほか地内
(4) 履行期限	令和 9年 3月25日
(5) 業務概要	液肥含有試験（バイオ液肥、濃縮バイオ液肥）2検体×6回
(6) 入札制度	最低制限価格：設定なし
	入札保証金：不要
	契約保証金：契約金額500万円以上の場合、契約金額の100分の10以上
	予定価格：事後公表

2 入札参加者に必要な資格に関する事項

(1) 参加資格共通事項	公告の日から落札者が決定する日までの間、真庭市役務の提供に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
(2) 参加資格業種	調査・研究(環境測定)
(3) 営業所の所在地	県内に事業所(本店又は営業所)を有する者 ※支店・営業所の場合は、契約を委任されている者
(4) その他	別添仕様書の通り

3 仕様書等に関する事項

(1) 閲覧期間	公告日から令和 8年 3月24日 17時00分
(2) 閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課【TEL】0867-42-1031へ連絡すること。)
(3) 質問の受付期限	令和 8年 3月12日 12時00分
(4) 質問方法	質問はメールで行うものとし、電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。
(5) 質問書提出先	農業振興課 【メール】nohshin@city.maniwa.lg.jp
(6) 回答書の閲覧期間	回答可能となった日から令和 8年 3月24日 17時00分
(7) 回答書の閲覧方法	真庭市ホームページに掲載 (窓口閲覧を希望する場合は、農業振興課へ連絡すること。)

4 入札等

(1) 入札書提出期限	令和 8年 3月24日 17時00分 「入札参加申請書兼入札書」に「内訳書」を添付の上、財産活用課まで提出のこと（郵便、持参いずれの方法も可）
(2) 開札執行日時	令和 8年 3月25日 10時00分
(3) 執行場所	真庭市総務部財産活用課
(4) 入札結果の公表	落札者には電話等で通知するほか、結果を財産活用課窓口及び真庭市ホームページで公表

※ 当該公告に定めるもののほか、入札に関する事項については「真庭市物品調達等条件付一般競争入札公告共通事項」による。なお、**本業務にかかる当初予算が議決されなかった場合、入札は無効となります。**不明な点は次に示すところに問い合わせること。

〈入札・契約担当課〉

真庭市財産活用課（契約管理係）

TEL 0867-42-1174 / FAX 0867-42-1119

〈事業担当課〉

真庭市農業振興課

TEL 0867-42-1031 / FAX 0867-42-3907

バイオ液肥分析業務仕様書

1, 業務概要

生ごみ、し尿及び浄化槽汚泥を原料として、真庭市において製造されたバイオ液肥の成分を把握し、安心・安全な農業に資するもの。

2, 業務場所

真庭市赤野ほか地内

3, 業務期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

4, 契約保証金

真庭市財務規則第121条及び第122条により、請負工事及び業務委託契約500万円以上の契約には契約金額の10/100以上の契約保証金等が必要となる。

5, 業務内容

別添、特記仕様書のとおり

6, 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行にあたり、関係する法令・条例等を遵守しなければならない。

7, 疑義

受託者は疑義が生じた場合、発注者と十分な打ち合わせ又は協議を行い、業務の遂行に支障の無いよう努めなければならない。

8, 官公署その他への手続き

必要な届出・手続等はあらかじめ監督員に関係書類を提出し、その承諾を得た後、受注者がこれを代行すること。また、これらに要する費用等は特別に本市が指示、指定したものの以外は、すべて受注者の負担とする。

9, 資格必要作業

資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は、資格保有者である旨の証書の写し等を提出すること。

10, 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない、又、成果品を他人に閲覧させ複製させ又は譲渡してはならない。

11, 提出書類

- (1) 分析結果報告書 各2部 (検体毎に提出する事)
- (2) その他当局が指示するもの

12, その他

計量証明ができることを条件に、試験項目の一部の外注は認める。ただし、一部外注の場合であっても、本件の受注者が最終責任を負うものとする。また、試験項目の全部の外注は認めない。

バイオ液肥分析業務特記仕様書

1, 業務内容

液肥含有試験（バイオ液肥、濃縮バイオ液肥） 一式

2, 業務予定数量

予定検体数は下記のとおりとする。

なお、対象検体は市が提供するため業務に採取は含まない。但し、サンプリングに必要な容器及び検体の引き取りは受託者の負担とし、真庭市くらしの循環センター（真庭市赤野 1205-2）での受け渡し又は送料着払いでの配送とする。

試験	予定検体数	予定実施時期
①液肥含有試験（肥料成分・重金属）	1 2 検体	2ヶ月に1回程度：2検体

予定スケジュール

試験	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①液肥含有試験（肥料成分・重金属）		○		○		○		○		○		○

※状況により、実施月の変更もある。

3, 測定分析方法

各試験の分析内容は以下のとおりとする。

①液肥含有試験（肥料成分・重金属）

No,	項目	分析方法
1	全窒素	肥料分析法（農林水産省農業環境技術研究所法）－1992年版－又は肥料等試験法(2016)（独立行政法人農林水産消費安全技術センター）
2	アンモニア性窒素	
3	硝酸性窒素	
4	全リン	

5	カリウム	
6	含水率	
7	pH	
8	全炭素	
9	カドミウム	
10	鉛	
11	砒素	
12	総水銀	
13	クロム	
14	ニッケル	
15	塩分（塩化物イオン）	肥料等試験方法

4, 報告書の作成

分析結果報告書 A4版（検体ごとに提出すること）

報告書の提出は、電子納品とし、市の指示に基づいて適正に納品すること。